

給付適正化主要5事業について

参考資料10

1. 制度的な前提

- 介護保険は医療保険と異なり、①サービス利用には要介護認定を受ける必要があること、②要介護度に応じた区分支給限度額の範囲内で保険給付が行われること、③サービス提供はケアプランに基づき実施されることといった、適正化の仕組みが制度として内在している。

2. 現状と課題

- 上記の制度的な枠組みも活かす形で、給付適正化5事業を実施。
- 適正化事業を実施している保険者の割合は経年的に上昇傾向。現行の取組によって着実な実施の継続は図られている。
- 一方で、個別の適正化事業の取組のあり方についての課題が明確になってきた。

事業	実施状況と課題
要介護認定の適正化	実施率は微増。
ケアプランの点検	実施率は最も上昇。一方で、保険者の専門職種の配置状況や人員体制等の状況も踏まえつつ、効果が見込まれる帳票に重点化するなど、実施方法や体制に工夫が必要。
住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査	実施率は上昇傾向。同上の課題がある。
医療情報との突合・縦覧点検	最も実施率が高く、過誤申立件数・過誤調整金額も高い。費用対効果が最も期待できることから、更なる効果に向けて、効果が見込まれる帳票に重点化するなど、実施方法や体制に工夫が必要。
介護給付費通知	実施率は微増。一部の保険者からは、効果が感じられないといった意見もあり、実施そのものの見直しが必要。

3. 方向性

保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、5事業の再編（給付適正化3事業に再編）、実施内容の充実を図る。

【5事業の再編】

- ・ 現行の給付適正化主要5事業のうち、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を外す。
- ・ 「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」は、実施の効率化を図るため「ケアプラン点検」に統合する。
- ・ 再編後の3事業の実施率100%を目指す。

【実施内容の充実】

- ・ 「ケアプラン点検」について、保険者が効果的に実施できるようにするために、国保連の帳票を活用した点検に重点化することとする。高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検についても、その一環として推進していく。
- ・ 「医療情報との突合・縦覧点検」についても、費用対効果が期待される帳票に重点化した点検を行うこととする。
- ・ 実施件数に係る定量的な目標値の設定を求め、確認件数の拡大を図る。

【公表】

- ・ 給付適正化3事業の取組状況について公表。

事業	見直しの方向	見直し後
要介護認定の適正化	・ 要介護認定の平準化を図る取組を更に進める。	要介護認定の適正化
ケアプランの点検	・ 一本化する。	ケアプランの点検 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査 医療情報との突合・縦覧点検
住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査	・ 国保連からの給付実績帳票を活用し、 <u>費用対効果が期待される帳票に重点化</u> する。 ・ 小規模保険者等にも配慮し、都道府県の関与を強める。（協議の場で検討）	
医療情報との突合・縦覧点検	・ 費用対効果が期待される帳票に重点化する。 ・ 小規模保険者等にも配慮し、 <u>国保連への委託を進める</u> 。（協議の場で検討）	
介護給付費通知	・ 費用対効果が見えにくいため、主要事業から外す。	